

2015年5月

公開草案 ED/2015/2

IFRS第15号の発効日

IFRS第15号の修正案

コメント期限:2015年7月3日

IFRS第15号の発効日

（IFRS第15号の修正案）

コメント期限：2015 年 7 月 3 日

Exposure Draft ED/2015/2 *Effective Date of IFRS 15* (Proposed Amendments to IFRS 15) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **3 July 2015** and should be submitted in writing to the address below, by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our ‘Comment on a proposal’ page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2015 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-909704-88-6

All rights reserved. Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation’s copyright and set out the IASB’s address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘IFRS Taxonomy’, ‘eIFRS’, ‘IASB’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IAS’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘SIC’, ‘International Accounting Standards’ and ‘International Financial Reporting Standards’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Further details of the Trade Marks, including details of countries where the Trade Marks are registered or applied for, are available from the Licensor on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

IFRS第15号の発効日

（IFRS第15号の修正案）

コメント期限：2015 年 7 月 3 日

公開草案—2015 年 5 月

公開草案 ED/2015/2「IFRS 第 15 号の発効日」(IFRS 第 15 号の修正案)は、コメントを求めることだけを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2015 年 7 月 3 日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.org への電子メール又は我々の 'Comment on a proposal' のページを用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることによって生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準 (国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト © 2015 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載：本公開草案のコピーは、IASB へのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そうしたコピーは、個人用又は内部用で、販売又は他の方法で配布せず、IFRS 財団の著作権を明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することを条件とする。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法 (現在知られているものも今後発明されるものも) であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/IFRS for SMEs ロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘IFRS Taxonomy’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び ‘International Financial Reporting Standards’ は、IFRS 財団の商標である。

商標についてのより詳細な情報 (商標が登録又は適用されている国々の詳細など) は、要求に応じて許諾権者から利用可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している (会社番号：FC023235)。

目 次

ページ

IFRS 第 15 号の発効日（IFRS 第 15 号の修正案）

イントロダクション

コメント募集

【案】 IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の修正

審議会による 2015 年 5 月公表の公開草案「IFRS 第 15 号の発効日」（IFRS 第 15 号の修正案）
の承認

公開草案「IFRS 第 15 号の発効日」（IFRS 第 15 号の修正案）に関する結論の根拠

イントロダクション

国際会計基準審議会（IASB）は、この IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の修正案を、IFRS 第 15 号の発効日の変更を提案するために公表した。したがって、企業が IFRS 第 15 号の適用を要求されるのは、2017 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間ではなく、2018 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間についてとなる。IFRS 第 15 号の早期適用は引き続き認められることとなる。企業は引き続き、当該基準を表示する各報告期間に遡及適用するか又は遡及適用して当該基準の適用開始の累積的影響を適用開始日に認識するかのいずれかを選択することが認められる。

IASB は、要求事項の諸側面を明確化するための IFRS 第 15 号の限定的範囲の修正を提案することも予定している。当該修正案は、2015 年の後半に公表する追加の公開草案に記載される。

今後のステップ

IASB は本提案に対して寄せられるコメントを検討し、発効日に関しての IFRS 第 15 号の修正を進めるべきかどうかを 2015 年 7 月の会議で決定する予定である。

コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記述している。

IASB は、IFRS 第 15 号における事項のうち本公開草案で扱っていない事項についてのコメントは求めている。

コメントは、**2015 年 7 月 3 日**までに到着するよう書面で提出されたい。

発効日についての質問

質問
IASB は、企業が IFRS 第 15 号の適用を 2018 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間について要求されるように IFRS 第 15 号を修正することを提案している。早期適用は引き続き認められることとなる。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

[案] IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の修正

付録 C において、C1 項及び C7 項を修正する。削除する文言には取消線、新規の文言には下線を付している。

発効日

- C1 企業は、本基準を ~~2017~~2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が本基準を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

経過措置

...

- C7 企業が本基準を C3 項(b)に従って遡及適用することを選択する場合には、企業は、本基準の適用開始の累積的影響を、適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）の修正として認識しなければならない。この移行方法では、企業は、適用開始日（例えば、事業年度末が 12 月 31 日である企業については、~~2017~~2018 年 1 月 1 日）時点で完了していない契約にだけ、本基準を遡及適用しなければならない。

審議会による 2015 年 5 月公表の公開草案「IFRS 第 15 号の発効日」（IFRS 第 15 号の修正案）の承認

公開草案「IFRS 第15号の発効日」は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバーにより公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト	議長
イアン・マッキントッシュ	副議長
スティーブン・クーパー	
フィリップ・ダンジョウ	
アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス	
マルティン・エーデルマン	
パトリック・フィネガン	
ゲイリー・カブレック	
スザンヌ・ロイド	
鷺地 隆継	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 為国	

公開草案「IFRS 第 15 号の発効日」(IFRS 第 15 号の修正案)に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

発効日 (C1 項)

- BC1 2014 年 5 月に、IASB は IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を発効日を 2017 年 1 月 1 日として公表した。早期適用は認められている。同時に、米国の国内基準設定主体である財務会計基準審議会 (FASB) は、会計基準更新書 No.2014-09「顧客との契約から生じる収益」(トピック 606)を発効日を 2016 年 12 月 15 日として公表した。IFRS 第 15 号及びトピック 606 には、ほとんど同一の要求事項が含まれている。
- BC2 IFRS 第 15 号及びトピック 606 の公表後に、IASB と FASB は、当該基準の導入を支援するために、収益認識に関する共同の移行リソース・グループ (TRG) を設置した。TRG が議論した論点の大多数は基準設定活動を必要とせずに解決されている。しかし、本公開草案の公表日時点で、IASB は IFRS 第 15 号の限定的範囲の修正を提案することを暫定的に決定している。その内容には、ライセンスに関するガイダンスの明確化や、履行義務の識別に関するガイダンスを例示する設例の追加などが含まれる。IASB は、本人なのか代理人なのかの検討に関するガイダンスの考え得る明確化についても議論する予定である。
- BC3 それらの修正案を踏まえて、IASB は IFRS 第 15 号の発効日の延期を提案すべきかどうかを議論した。IASB の議論の時点で、FASB はすでにトピック 606 の発効日を公開企業について 1 年延期して 2017 年 12 月 15 日とすることを決定し、当初の発効日である 2016 年 12 月 15 日以後開始する年次報告期間について早期適用を認めるとしていた。IASB はすでに、IFRS 第 15 号の発効日の延期を支持する利害関係者から、募集していないコメントを多数受け取った。それらの利害関係者は、彼らの考えでは、特に情報技術システムの利用可能性 (又は欠如) を考慮すると、1 年の延期により適用の質が改善されるであろうと述べた。
- BC4 基準の発効日を公表直後に変更することは、利害関係者にとっての不確実性を生じさせ、悪い前例となるおそれがある。発効日は、公開プロセスにおいて要求事項の導入に要する期間に関して得た情報を慎重に考慮した後に設定される。したがって、IASB がこのようなことを検討するのは例外的な状況のみである。IASB は、当該基準を採用する際に一部の企業が情報技術システム及びプロセスの変更を要求されるであろうことを予期して、すでに IFRS 第 15 号の公表と発効日との間に相当の期間を設けていたことに留意した。IASB は、移行方法の選択肢を企業に与えることによって、IFRS 第 15 号への移行についての相当の救済も提供しており、その 1 つは、比較財務情報の修正再表示を要しないものである。さらに、IASB は、IFRS 第 15 号の限定的範囲の修正案は、基準の要求事項を変更するのではなく、明確化するものとなる予定であることに着目した。
- BC5 一部の利害関係者は、基準の導入に要する期間が当初に予期した期間よりも長いことから、発効日の延期を要望した。しかし、IASB は、この理由で発効日を延期すると、導入プロセスを早期に開始した企業を不利にし、それを遅らせた企業を有利にするおそれがあることに

IFRS 第 15 号の発効日（IFRS 第 15 号の修正案）

着目した。これは適切でないと IASB は考えている。さらに、IFRS 第 15 号とトピック 606 の発効日の一致を維持することは望ましいが、IASB は、それは考慮すべき唯一の要因ではないことに着目した。

BC6 しかし、それらの懸念にかかわらず、IASB は、IFRS 第 15 号に関して例外的な現状を生じさせている下記の要因の複合により、IFRS 第 15 号の発効日の 2018 年 1 月 1 日への 1 年延期を提案することを決定した。

(a) IASB は、明瞭性を提供することを意図したものであるが、BC2 項で述べた IFRS 第 15 号の修正案が、当該修正を IFRS 第 15 号の適用開始と同時に適用したいと考える一部の企業に影響を与えるおそれがあることを認識した。それらの企業は、当該基準の適用を開始する際に収益の変更を報告して、その後 1 年か 2 年の間に、基準の修正を適用する結果としてさらに収益の変更を報告することを避けたいと考える可能性が高い。そうした企業に対して、発効日の 1 年延期は、基準の修正を導入するための追加的な時間を提供することになる。

(b) IFRS 第 15 号は、IASB が当該基準の発効日を設定した際の予想よりも遅く公表され、それにより、企業が与えられると期待していた導入期間の一部が減らされている。

(c) IFRS 第 15 号は、トピック 606 とコンバージェンスした基準である。唯一の考慮事項ではないものの、IASB はトピック 606 の発効日と一致する発効日を維持することが広範囲の利害関係者にとって便益があると考えている。

BC7 この決定に至る際に、IASB は、1 年の延長が IFRS 第 15 号の導入のための追加的な期間の提供という点で十分であると結論を下した。IASB メンバーは、多くの利害関係者が IFRS 第 15 号の発効日の延期は必要ないと述べた一方、延期を支持する人々は 1 年の延期だけを要望していたことに留意した。IASB メンバーは、2014 年 5 月の IFRS 第 15 号の公表が予想より遅れたのは数か月であり、数年ではないことにも着目した。したがって、IFRS 第 15 号の発効日を 1 年以上延期するのは、当該基準に関して未確定の期間を不必要に長引かせることとなり、利害関係者の便益とはならない。また、IASB が財務報告の大幅な改善と考えている新基準への多くの企業の移行を遅らせることにもなる。

BC8 本公開草案の公表日時点で、IASB は、BC2 項に述べた IFRS 第 15 号の修正案の発効日については未だ決定しておらず、今後の IASB 会議で検討する予定である。